

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	山南町奥野々	平成 28 年 3 月	令和 4 年 7 月

1. 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	10.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7 ha
(備考)・利用権設定契約を基本とし、希望者については農地中間管理機構を活用する。	アンケート回答割合 (②/①) 実質化済のため不要 %

2. 対象地区的課題

- ・圃場整備は 25 年ほど前に行われているが山際の農地は不整形で小さな農地が多い。
- ・細長い地区に県道と鉄道そして河川が平行して走っているため鳥獣防護柵の切れ間があり、被害が多く困っている。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・利用権設定を基本とし、希望者については農地中間管理機構を活用する。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	中心経営体	8 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・現状維持できる農業者については原則耕作を維持し、出し手となる者の農地については中心となる扱い手に集積し、中心となる扱い手による個人経営により営農を継続していく。